

立憲主義・憲法9条が危ない！

「戦争法ってなんだ!?!」講演のつどい

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動根室実行委員会」は24日、商工会館A Bホールにおいて、「戦争法（安全保障関連法）ってなんだ!?!」講演のつどいを開催しました。悪天候のなか、約50人の市民が集まりました。



講演する今重一弁護士

講演したのは、弁護士で「釧路9条の会」のメンバーでもある今重一氏です。今氏は冒頭、「戦争法に反対である」と「戦争法が憲法違反である」という世論が圧倒的多数であること、また、戦争法反対の運動が若者に広がっているという点を強く指摘しました。また、法律の専門家としての視点で、成立した「戦争法」がどんなものなのか、改定された11の法律の内容について解説しました。

「国際平和支援法」では、「イラク特別措置法」「アフガンでのインド洋給油支援」等、その都度個別

法を制定して対応しているものを、国際社会に対する脅威を取り除く活動に対し他国軍を後方支援、戦闘がおこなわれている場所以外の地域にも派遣、支援対象も参加している外国軍全部へと改訂。今氏は、かつて、非戦闘遅滞とされたイラクのサマワでも、宿営地に4回のロケット砲による攻撃があったことを指摘。参加していた自衛隊員が高い確率で精神疾患となったとのこと。また、「武力攻撃事態法改正」では、これまで、日本への武力攻撃があった場合に、自らを守るために必要な範囲での必要な措置をとる、すなわち「個別的自衛権の発動」で対応してきたものを、「存立危機事態」（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある事態）の場合にも日本への攻撃とみなして武力の

行使をすることができ、まさに「集団的自衛権の発動」を可能にしたものです。今氏はさらに、「武力行使新三条件」についても触れました。「三条件」のひとつ、「我が国に対する武力攻撃が発生した」と、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命（以下省略）の傍線の部分については、きわめて抽象的であり、これに当てはまるかどうかは誰も判断できないと指摘しました。今氏は、戦争法について、「自衛隊法改定の内容を含めて、世界中で地域を考慮せずに、米軍やこれを共同する軍隊と共同しての軍事行動が可能になる。まさに戦争準備法」と述べました。最後に今氏は、「世界の状況をみると、憲法はますます価値をもっていない」と指摘。戦争法廃止、憲法をまもるたたかいはこれからです。

19日（木）、155mmりゅう弾砲12門、装甲車など車両100両を含め装備品が花咲港に陸揚げされ、日本の民間輸送会社や海兵隊員200人によって、国道44号線を経由し、矢白別演習場に搬送されました。根労連などのメンバー約40人が温根沼大橋駐車場に集結し、移転訓練反対の抗議のシュプレヒコールを繰り返しました。写真は、民間のトレーラーに搭載された、シートで覆い隠されたりゅう弾砲です。



米海兵隊が花咲港から矢白別へ